

**滋賀県、昨年度の知事部局まとめ**

滋賀県で、昨年度の時間外勤務（残業）が年間1,000時間以上を超えた知事部局の職員が20人に上ったことが、県のまとめで分かった。最長の職員は1,396時間で、434万円の残業手当が支払われていた。長時間勤務による過労が社会問題となる中、職員の健康や財政への影響が問われそうだ。

2015年度を1,000時間を超えた職員が最多の部署は財政課で、1,130時間と説明。総合

滋賀県で、昨年度の時間外政課の9人。同課は「予算編成、政策部や健康医療福祉部、商工、観光労働部、土木交通部など幅広い部局で1,000時間を超える職員がいた」として、個人の残業時間の最長も財政課だった。

そのほか、子育て青少年局、農林水産部も家庭相談センターで、各所属での時間外勤務計画や残業ルールをつくりてきた。その結果、100時間以上の職員は13年度の28人も各3人が1,000時間を超えた。同センターは「児童虐待の通報が増え、人も増えている」の18・5時間から15年度は18・3時間に減った。

手当の総額は16億9,300万円（15年度一般会計決算）と高止まりしている。県は本年度さらに定期退庁日の徹底や、2カ月連続で長時間勤務をした職員の所属長に改善策を報告させるなど対策を強化しているという。

## 健康や財政に影響も

県職員組合の清水庄次執行委員長は、この10年で行政部門の職員が約600人減っていることを挙げ、「人は減ったが業務は減らず、質、量ともに職員の負担は増えている」と指摘。「職員は責任感で仕事をするが、長時間勤務は命にも関わる問題。疲労などが県民サービスの低下にもつながりかねない」と話し、職員の増員を求めている。

（高橋道長）

（「京都新聞」2016年10月26日付）